

2 生活保護

(1) 現状

本市の生活保護の動向は、保護人員、世帯数ともに減少していますが、生活保護新規相談・申請件数及び保護開始件数は依然として多い件数で推移しています。

福祉行政報告例令和7年3月速報値では、被保護世帯1,478世帯、被保護人員1,694人、保護率7.3%となっています。世帯類型別の状況は、高齢者世帯が56.8%、傷病・障がい者世帯が33.2%、母子世帯が1.4%、その他世帯が8.6%となっており、高齢者世帯が受給世帯の5割を超えている状況に変化はありません。

保護受給中の高齢者世帯の多くが単身世帯であるため、引き続き民生委員や高齢者福祉関係者等との連携による見守りや健康管理を中心とした支援を行っていく必要があります。

また、身体的・精神的な障がいがないにもかかわらず仕事に就けていない受給者に対しては、ハローワーク等と連携して、早期自立に向けて就労支援を行っています。

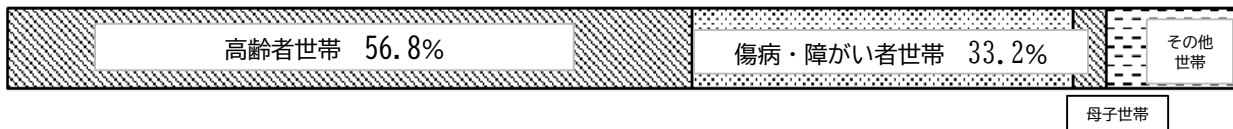
(表1) 保護世帯及び保護人員の動向

(各年度福祉行政報告例3月速報値)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保護世帯	1,572 世帯	1,560 世帯	1,602 世帯	1,552 世帯	1,478 世帯
保護人員	1,858 人	1,835 人	1,884 人	1,793 人	1,694 人
保護率	7.8 ‰	7.8 ‰	7.9 ‰	7.6 ‰	7.3 ‰
県の保護率	5.4 ‰	5.5 ‰	5.4 ‰	5.4 ‰	5.4 ‰
国の保護率	16.4 ‰	16.3 ‰	16.3 ‰	16.3 ‰	16.3 ‰

(表2) 保護世帯の世帯類型

(令和7年3月31日現在)



保護の内容をみると、扶助額全体のなかで医療費の占める割合が51.7%となっています。

(表3) 扶助費の内容

(単位 千円)

年度	総額	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	施設事務費	その他
元	3,314,576	914,411	485,442	7,178	86,915	1,681,905	131,660	7,065
2	3,129,943	876,568	480,920	5,757	81,067	1,535,609	141,072	8,950
3	2,963,921	835,422	461,573	4,996	74,176	1,418,205	163,606	5,943
4	3,008,542	854,564	469,685	4,975	64,187	1,426,793	178,753	9,585
5	2,920,550	835,843	466,359	4,687	63,820	1,366,436	175,205	8,200
6	3,010,395	762,477	442,728	4,102	59,693	1,557,244	174,440	9,711

(2) 生活保護事務の運営状況

○ 相談体制の充実

多種多様な生活相談に対して、面接相談員を配置して対応しています。特に、保護に至らなかった相談者には、資産、稼働能力、他法他施策の活用等を懇切丁寧に助言、生活困窮者自立相談支援機関（まいさば松本）へ引き継ぐなど連携を強化して対応をしています。

○ 子どもの学習支援の充実

子ども支援員を配置し、家庭の経済的貧困を理由として学習機会に恵まれず基礎学力を取得できなかった小中学生及び保護者を対象に個別に訪問し、学習支援を行っています。

○ 就労支援の充実

就労支援員（2名）を配置し、ハローワークやケースワーカーと連携しながら、実情に応じた継続的かつきめ細やかな就労支援を行い、被保護世帯の早期の自立を支援しています。

○ 健康管理支援の充実

被保護者健康管理支援事業では、保健師及び管理栄養士（各1名）を配置し、被保護者のレセプト及び健診データに基づいて保健指導対象者を抽出し、受診行動適正化を図り、生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進しています。

○ 特別事業の実施

生活保護業務の充実を図るため、国庫補助による特別事業に取り組んでいます。

- ・医療扶助適正化等事業
- ・収入資産状況把握等充実事業
- ・扶養義務調査等充実事業

○ 生活困窮相談（令和5年度に市民相談課から移管）

松本市生活就労支援センター「まいさぼ松本」に委託し、経済的に困窮している方や社会的に孤立している方の早期発見に取り組むとともに、庁内連携の強化により関係機関と連携しながら伴走型の支援を行っています。

ア 扶助別世帯人員(令和6年度末)

区 分	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助			
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員		
延 数	14,806	17,054	15,212	17,510	288	411	4,180	4,241		
区 分	医療扶助		出産扶助		生業扶助		葬祭扶助		合計	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
延 数	16,130	18,088	1	1	250	281	27	27	50,894	57,613

イ 世帯類型別被保護世帯数（年度末）

年度	実 数						割 合				
	高 齢 者 世 帯	傷病障がい 者 世 帯	母 子 世 帯	そ の 他 の 世 帯	計	停 止 中 の 世 帯	高 齢 者 世 帯	傷病障がい 者 世 帯	母 子 世 帯	そ の 他 の 世 帯	%
27	796	561	51	175	1,583	13	50.3	35.4	3.2	11.1	
28	863	547	46	147	1,603	5	53.8	34.1	2.9	9.2	
29	887	551	38	132	1,608	16	55.1	34.3	2.5	8.1	
30	890	529	36	125	1,580	12	56.3	33.5	2.3	7.9	
元	900	510	39	137	1,586	9	56.7	32.2	2.5	8.6	
2	874	487	43	168	1,572	25	55.6	31.0	2.7	10.7	
3	870	475	38	177	1,560	14	55.8	30.4	2.4	11.4	
4	873	504	38	187	1,602	12	54.5	31.5	2.3	11.7	
5	848	522	23	159	1,552	12	54.6	33.6	1.5	10.3	
6	840	491	20	127	1,478	6	56.8	33.2	1.4	8.6	

ウ 面接相談状況等

年度	生活保護相談	法外援護	行旅病人	行旅死亡人	計
27	611	25	1	2	639
28	559	11	0	1	571
29	598	4	0	0	602
30	579	2	0	0	581
元	540	4	0	0	544
2	600	4	0	0	604
3	609	9	0	0	618
4	730	10	0	1	741
5	692	11	0	2	705
6	702	7	0	1	710

才 生活保護年度別経理状況

扶助費	令和4年度（実績）				令和
	人員	扶助費	割合	前年増減比	人員
生活扶助	18,827 延人	854,564 千円	28.40 %	△ 2.3 %	18,354 延人
住宅扶助	18,767	469,685	15.61	△ 2.3	18,485
教育扶助	510	4,975	0.17	△ 13.6	498
介護扶助	4,273	64,187	2.13	△ 20.8	4,227
医療扶助	18,393	1,426,793	47.42	△ 7.1	18,763
出産扶助	3	346	0.01	△ 18.6	2
生業扶助	309	3,678	0.12	△ 18.8	267
葬祭扶助	37	4,189	0.14	34.6	28
施設事務費	1,065	178,753	5.94	17.7	963
就労自立給付金	11	371	0.01	29.7	31
進学・就職準備給付金	4	1,000	0.03	66.7	1
合 計	62,199	3,008,541	100.00	△ 4.1	61,619

力 基準生活費

2級地－1		標準4人世帯		標準3人世帯		高齢者世帯	
		35才男、30才女、9才子、4才子		33才男、29才女、4才子		72才男、67才女	
		5年4月	6年4月	5年4月	6年4月	5年4月	6年4月
生活費 (各種加算含まず)		155,450	166,860	137,170	144,290	112,190	115,230
教育費		3,680	3,680	—	—	—	—
住宅費		実費	実費	実費	実費	実費	実費
冬季加算(11月時点)		13,000	13,000	12,030	12,030	10,590	10,590
期末一時扶助 (12月時点)		24,340	24,340	21,640	21,640	21,000	21,000
母子加算		—	—	—	—	—	—
合計	5月～10月	954,780	1,023,240	823,020	865,740	673,140	691,380
	11月～4月	860,650	917,700	746,000	781,600	613,900	629,100
	12月	196,470	207,880	170,840	177,960	143,780	146,820
年間計		2,011,900	2,148,820	1,739,860	1,825,300	1,430,820	1,467,300

エ 保護の申請等の状況

年度	申請	開始	却下	取下げ	停止	廃止
27	309	241	20	51	59	205
28	261	212	19	34	32	190
29	270	209	28	20	125	210
30	262	221	24	17	169	244
元	258	217	23	18	182	225
2	309	243	43	23	146	262
3	304	250	30	24	169	243
4	355	287	44	24	174	264
5	316	249	43	24	130	306
6	280	214	42	24	78	273

(停止については延件数)

5 年 度 (実 績)			令 和 6 年 度 (実 績)			
扶助費	割合	前年増減比	人員	扶助費	割合	前年増減比
835,843 千円	28.62 %	△ 2.2 %	17,054 延人	762,477 千円	25.33 %	△ 8.8 %
466,359	15.97	△ 0.7	17,510	442,728	14.71	△ 5.1
4,687	0.16	△ 5.8	411	4,102	0.14	△ 12.5
63,820	2.19	△ 0.6	4,241	59,693	1.98	△ 6.5
1,366,436	46.79	△ 4.2	18,088	1,557,244	51.73	14.0
149	0.01	△ 56.9	1	129	0.00	△ 13.4
2,870	0.10	△ 22.0	281	2,631	0.09	△ 8.3
3,435	0.12	△ 18.0	27	2,908	0.10	△ 15.3
175,205	6.00	△ 2.0	847	174,440	5.79	△ 0.4
1,146	0.04	208.9	29	943	0.03	△ 17.7
600	0.02	—	11	3,100	0.10	416.7
2,920,550	100.00	△ 2.9	58,500	3,010,395	100.00	3.1

(令和7年3月31日現在)

高齢者単身世帯		母子世帯		備考
70才		30才女、9才子、4才子		
5年4月	6年4月	5年4月	6年4月	1. 住宅費は基準額の範囲内で実費支給 単身者の場合35,000円以内（面積に応じて減額あり） 2人～6人世帯の場合42,000円～49,000円以内 7人以上の世帯の場合55,000円以内 2. 給食費は実費支給 1カ月あたりの金額 給食センター { 小学校 5,040円 中学校 5,940円 鉢盛中学校 6,000円 松本養護、寿台養護学校 7,600円
69,530	71,990	136,000	143,960	
—	—	3,680	3,680	
実費	実費	実費	実費	
7,460	7,460	12,030	12,030	
12,880	12,880	21,640	21,640	
—	—	21,800	21,800	
417,180	431,940	968,880	1,016,640	
384,950	397,250	867,550	907,350	
89,870	92,330	195,150	203,110	
892,000	921,520	2,031,580	2,127,100	

(3) 各種減免（免除）等制度

名称目的	準拠法	開始時期	要 件
税金の減免	松本市市税条例 (第24条-1-(1))	S26.1.1	市民税 生活保護法の規定による生活扶助を受けているもの
	松本市市税条例 (第65条-1-(1))	S34.4.1	固定資産税 貧困により生活のため公私の扶助を受けている者の所有する固定資産
	松本市市税条例 (第84条-1-(2))	S34.4.1	軽自動車税 貧困により生活保護法の規定による扶助等公私の扶助を受けることとなったとき
国民年金保険料の免除	国民年金法 (第89条-2) (第90条-1-2)	S34.11.1	1. 法定免除 生活保護法による生活扶助受給期間
		S34.11.1	2. 申請免除 生活保護法による生活扶助以外の扶助受給期間
し尿汲取手数料の補助	松本市し尿汲取料金補助要綱 (第2条)	S50.1.1	生活保護の適用を受けている者
葬祭施設の使用料の減免	松本市葬祭条例施行規則 (第4条-4)	S45.4.1	生活保護法に規定する保護を受けている者
NHK放送受信料の減免	日本放送協会放送受信料免除基準(第1項(3))	S43.4.1	同 上
水洗便所設置費用の補助	松本市生活扶助世帯公共下水道接続工事費補助金交付要綱(第3条)	H10.4.1	同 上
一般廃棄物処理手数料の減免	松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(第16条)	S47.4.1	生活保護法の適用を受けている者

(4) 生活保護支援基金による貸付

平成21年10月から生活保護支援基金を設け、以下の条件にあてはまる方に対して、生活資金等の貸し付けを行うことができるようになりました。

対象となる方は、松本市福祉事務所において保護の開始申請を行っている方で、保護申請に基づき保護の開始が見込まれ、保護金品の支給を受けるまでの間に緊急に資金が必要な方です。

○貸付額

生活費 生活保護法に定める1か月分の生活費を上限に必要な額
 住宅費 生活保護法に定める1か月分の住宅費を上限に必要な額
 ただし、敷金等を必要とする場合は住宅費基準額の3倍を上限に必要な額

(令和7年4月1日現在)

申請手続		給付内容	備 考
申請先	必要書類		
市民税課	減免申請書に証明書を添付	免 除	
資産税課	//	//	
市民税課	//	//	
市民課	申請書は市民課	//	
環境保全課	申請書は環境保全課	補 助	
葬祭センター	申請書は生活福祉課に備付	減 免	
NHK長野放送局 営業部	//	免 除	
上下水道局 営業課	申請書は営業課	補 助	
環境業務課	申請書は環境業務課	減 免	事前に担当課へ連絡してください。

(5) 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前段階の自立支援策の推進を目的とし、本市では以下の事業を実施しています。

ア 必須事業

○自立相談支援事業

(松本市社会福祉協議会(まいさぼ松本)へ業務委託)

相談者とともに課題の整理と支援計画の策定をしたのち、関係機関と調整しながら伴走型の支援をします。

○住居確保給付金

離職等により住居を喪失または喪失するおそれのある困窮者の住居と求職機会を確保するため、家賃相当額を有期で支給します。また、離職等により世帯収入が著しく減少し住居を喪失または喪失するおそれのある困窮者の家計改善のため、転居費用を支給します。

○生活困窮者支援等のための地域づくり事業(令和5年度新規)

重層的支援体制整備事業の必須分野である生活困窮分野に位置づけ、孤独・孤立化しやすい生活困窮者が安心して過ごせる居場所の確保や相談会を定期的に行う市民活動団体等に対し、補助金を交付します。

イ 任意事業

○就労準備支援事業(労働協同組合ワーカーズコープながのへ業務委託)

直ちには一般就職が困難な相談者に対して、就労に必要な基礎能力の習得を支援します。

○シェルター事業

住居喪失者に対して、緊急一時的に宿泊場所の供与、食事の提供をします。

○家計改善支援事業(松本市社会福祉協議会へ業務委託)

生活の再建や困窮状態の予防のために、中・長期的な家計管理能力の習得を支援します。

○子どもの学習・生活支援事業

生活保護受給世帯を含む困窮世帯を訪問し、児童・生徒の学習支援や保護者からの養育相談に応じます。

○地域居住支援事業(NP0法人サポートセンターとまり木へ業務委託)

安定した住居を持たない生活困窮者に対し、居住に関する相談のほか、入居可能な民間賃貸住宅情報の提供や入居後の生活支援活動を実施します。

